

4月の相談日です。日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ... 秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみ... てはいかがですか。



静岡牧之原茶マスケットチャーフイン

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～12:00 13:00～16:00 会場 市民相談センター 市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～12:00 13:00～16:00 会場 市民相談センター 市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。なお、市内在住者のみ事前予約が可能です。

期日 ①4月3日(木)・②17日(木) 時間 10:00～12:00 13:00～15:00 会場 市民相談センター 予約 下記期間に電話で受け付け ①3月22日(木)～4月2日(木) ②4月4日(木)～4月16日(木) 市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 4月10日(木)・24日(木) 時間 9:00～11:30 会場 市民相談センター 市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～17:00 会場 ライフサポートセンターしずおか しいは事務所 ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。期日 月曜日～金曜日 時間 9:15～16:00 会場 さざんか 家庭児童相談室 ☎030086

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会へ相談者による事前予約が必要です。期日 4月17日(木) 時間 13:30～15:30 会場 市民相談センター 東海税理士会島田支部 ☎05476575

行政相談

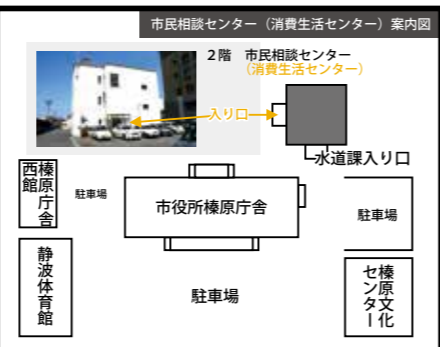
行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。期日 4月3日(木)・17日(木) 時間 10:00～12:00 会場 市民相談センター 市民相談センター ☎030088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。期日 月曜日～金曜日 *祝日を除く。 時間 9:00～17:00 (水曜日は19時まで) 会場 さざんか 長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。期日 4月19日(金) 時間 13:30～16:00 会場 さざんか 地域包括支援センターオーリーブ ☎028822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

健康

令和5年度8020コンクール表彰者

80歳になっても自分の歯を20本以上保とう 問い合わせ 健康推進課 加藤明香 ☎(23)0024

歯や口の健康は豊かな食生活を送るだけでなく、健康の保持や生活の質の向上など、生活に欠かせない重要な役割があります。市では、いつまでも自分の歯で美味しく食べることを目標とし、さまざまな事業を行っています。取り組みの一つとして、令和5年度8020コンクールが行われ、表彰者(県表彰者および都市医師会表彰)4人が1月30日に市長を表敬訪問しました。



杉本市長を表敬訪問した表彰者4人

8020とは 「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。市では、平成21年度から榛原歯科医師会協力の下、8020コンクールを開催しています。今年度開催されたコンクールには29人が参加し、全員が8020を達成しました。令和6年度もコンクールを開催予定です。募集要件については、本紙4月号でご確認ください。

受賞者 ※年齢は1月末時点 ●8020県民表彰 萩原幾江さん(90歳)「西萩間区」 ●8020推進財団理事長賞 内藤隆士さん(80歳)「大沢区」 ●静岡歯科医師会会長賞 大石秀夫さん(81歳)「静波区」 ●静岡歯科医師会会長賞 鈴木雅恵さん(91歳)「地頭方区」 受賞者の声 ●半年に1回歯医者を受診し、クリーニングを続けている。 ●昔、「芸能人は歯が命」というCMがあったが、高齢者こそ歯が命。8020は達成できたので「9020」を目指したい。

環境

毎年4月から6月は「狂犬病予防注射月間」です 忘れないで！狂犬病予防注射

問い合わせ 環境課 藤原恵祐 ☎(53)2609

狂犬病は、発症すると犬も人も100%死亡する恐ろしい感染症のため、年1回の飼い犬への予防注射が法律で義務付けられています。飼い主の皆さまは、事前に動物病院の空き状況などを確認し、予防注射を受けるようご協力をお願いします。また、交付された注射済票(骨型のプレート)については、首輪に付けるなど適切な管理をお願いします。なお、病気や高齢などの理由により、獣医師に予防注射を打てない場合、獣医師に「狂犬病予防注射実施猶予証」を発行してもらい、環境課へ届け出てください。猶予証が発行された年度に限り、注射が猶予されます。



持ち物 ①愛犬手帳 ②料金 ▼注射料金(動物病院にお問い合わせください) ▼注射済票交付手数料550円 *新しく犬を飼い始めた人は、30日以内に登録が必要です。登録料(3千円)を持参し、環境課(相良庁舎1階)または市民課(榛原庁舎2階)窓口に申請をしてください。 *生後90日未満の犬は登録できません。90日経過後に申請をしてください。 *飼い犬が死亡している場合は、環境課までご連絡ください。

